

(1) 令和2事業年度事業報告書(検査検定業務)

令和2事業年度における日本小型船舶検査機構の検査検定業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 検査検定等の業務

区 分	実 績	備 考
定期検査	56,334隻	
中間検査	46,327隻	
臨時検査・臨時航行検査	7,720隻	
予備検査	15,416件	
検定	238,390件	
性能鑑定	20,271件	
準備検査	6件	
標準適合検査	7件	
その他	38,201件	船舶検査証書の書換、船舶検査手帳の再交付等

2. 検査検定等の業務の円滑な遂行のための業務

(1) 検査検定業務の実施方法の策定及び見直し

- ・押印手続を不要とするための関係規程類の見直し
- ・各種試験機関等の試験データを活用するための通達等を策定

(2) 検査場等の整備

- ・沖縄支部、金沢支部、鳥羽支部、和歌山支部、新潟支部、沼津支部、舞鶴支部及び青森支部の新規検査場の設置検討
- ・横浜支部及び広島支部の既存検査場の修繕改修工事

(3) 職員の研修

- ・新規採用者研修の強化(現場検査実習の拡充)、マリンアドバイザー研修の実施
- ただし、新型コロナウイルス感染拡大のため、一部の研修は次年度に繰り越し

3. 受検案内等広報の業務

(1) 小型船舶に関する安全思想の普及、検査制度の周知等の広報

(2) 小型船舶の所有者に対する受検案内等の受検時期の周知

(2) 令和2事業年度事業報告書(小型船舶用原動機放出量確認等業務)

令和2事業年度における日本小型船舶検査機構の小型船舶用原動機放出量確認等業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務

区 分	実 績	備 考
小型船舶用原動機放出量確認等	1,840件	
その他	0件	

2. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務の円滑な遂行のための業務

(1) 小型船舶用原動機放出量確認等の業務の実施方法の策定及び見直し

- ・小型船舶用原動機放出量確認事務に関する細則の一部を改正する運用通達の策定
- ・押印手続を不要とするための関係規程類の見直し

(2) 職員の研修

- ・新規採用研修、実務研修における放出量確認業務カリキュラムを実施
ただし、新型コロナウイルス感染拡大のため、一部の研修は次年度に繰り越し

3. 小型船舶用原動機放出量確認等に関する広報業務

- ・ホームページ上で小型船舶用原動機放出量確認に関する手続き等を周知・広報

(3) 令和2事業年度事業報告書(登録測度業務)

令和2事業年度における日本小型船舶検査機構の登録測度等業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 登録測度等の業務

区 分	実 績	備 考
新規登録	7,450隻	
変更・移転・抹消登録等	57,827隻	
登録事項証明書等	4,871件	
その他	0件	

2. 登録測度等の業務の円滑な遂行のための業務

(1) 登録測度の業務の実施方法の策定及び見直し

- ・押印手続を不要とするための関係規程類の見直し

(2) 職員の研修

- ・新規採用研修、実務研修における登録・測度カリキュラムを実施
ただし、新型コロナウイルス感染拡大のため、一部の研修は次年度に繰り越し

(3) 登録センターの設立及び円滑な業務実施に向けた取組み

- ・登録センターの設立に向け、試験的な運用を実施

3. 登録等に関する広報業務

- ・ホームページ上で小型船舶の登録に関する手続き等を周知・広報(ホームページ上に、委任状等の記入要領を説明する動画を掲載)
- ・各種登録申請手続きに関するパンフレットを作成し、周知・広報(押印廃止に対応した各種申請関連チラシを作成、配布)

(4) 令和2事業年度事業報告書(調査、試験及び研究業務)

令和2事業年度における日本小型船舶検査機構の調査、試験及び研究業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 調査、試験及び研究等の業務

(1) 真空成形法及びサンドイッチ構造の技術基準見直しに関する調査研究(令和元年度～令和2年度)

FRP製船舶の製造法である真空成形法とサンドイッチ構造の工作基準の見直しを行うために、製造者及び学識経験者からなる委員会を設置した。令和3年3月開催の委員会(最終)において、サンドイッチ構造の「内層板の厚さに係る基準」及び「心材の算入に係る基準」に関する見直し案を策定した。

(2) 無線操縦小型船舶のシステム及び装置の安全要件の具体化のための調査研究(令和元年度～令和2年度)

小型無線操縦船について、船舶検査の具体的な技術基準を定めるために、製造者及び学識経験者等からなる委員会を設置した。令和3年3月開催の委員会(最終)において、国が定めた「遠隔操縦小型船舶の暫定基準について」及び「遠隔操縦小型船舶に関する安全ガイドライン」の技術的な用語や機能の具体的な事例や詳細説明、今後の検討課題についてとりまとめた。

(3) ミニボートの安全利用・促進方策に関する調査研究(平成30年度～)

ミニボートの海難事故が増加していることから、(一社)日本マリン事業協会(マ事協)の「ミニボート安全委員会」において、機構の性能鑑定を前提とした第三者認証を取り入れる方向で合意された。ミニボートの性能鑑定基準を策定するための委員会の設置について、マ事協との間で調整を実施した。

(4) 高電圧(250ボルトを超える電圧)等の電気機器を施設した小型船舶の安全基準に関する調査研究(令和2年度～令和3年度)

250ボルトを超える供給電圧の電気設備に係る基準策定に向けた基礎調査を行うために、船外機メーカー及び学識経験者等からなる委員会を設置し検討を開始した。令和3年3月の委員会において、作業を効率的に進めるためのワーキンググループ(WG)を設置した。

(5) 小型船舶に係る国際規則の取入れに関する調査研究(平成17年度～)

小型船舶は外国から輸入されるものが多く、外国への輸出もあり、船体や設備に係る国内規則と国際的な規則・規格の調和を図ることが求められているため、ISOの我が国の代表窓口を務める(一財)日本船舶技術研究協会(船技協)の舟艇分科会に参画し、ISOにおける規格策定に対応した。

2. 調査、試験及び研究等に関する広報業務

調査、試験及び研究業務の成果は、小型船舶の安全性の向上や船舶所有者の利便性向上に大きく寄与することから、幅広く活用され社会に役立つよう、機構のホームページに調査報告書を掲載するなどの周知・広報を行った。